

公立大学法人宮崎県立看護大学の組織及び運営に関する規則

平成 29 年 4 月 1 日

規則第 1 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 組織（第 2 条―第 4 条）

第 3 章 職務（第 5 条）

第 4 章 委任（第 6 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する宮崎県立看護大学（以下「大学」という。）の組織及び運営に関し、公立大学法人宮崎県立看護大学定款（以下「定款」という。）及び宮崎県立看護大学学則（以下「学則」という。）並びに宮崎県立看護大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 組織

（運営調整会議）

第 2 条 法人に、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の所管事項並びに理事長及び学長の専決事項に係る総合調整を行う運営調整会議を置く。

（委員会）

第 3 条 特定の事項を調査、企画、審議又は実施するため、必要に応じて法人に委員会を置くことができる。

（事務組織）

第 4 条 法人に、法人及び大学の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務組織の事務の所掌その他必要な事項は、別に定める。

第 3 章 職務

（職務）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる職の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手	学校教育法第 92 条に規定する職務に従事する。
研究科長	上司の命を受けて看護学研究科の事務を掌理する。
学生部長	上司の命を受けて厚生補導に関する事務を掌理する。
附属図書館長	上司の命を受けて附属図書館に関する事務を掌理する。
看護研究・研修センター長	上司の命を受けて看護研究・研修センターに関する事務を掌理する。
別科助産専攻長	上司の命を受けて別科助産専攻の事務を掌理する。

第 4 章 委任

（委任）

第 6 条 定款、学則及び大学院学則並びにこの規則に定めるもののほか、法人及び大学の組織及び運営に

関し必要な事項は、別に定める

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。